成蹊大学研究生規則

制　　定　昭和49年１月23日
大 学 評 議 会
最新改正　2015年６月３日

（趣旨）

第１条　この規則は、成蹊大学学則（以下「学則」という。）第48条第２項及び成蹊大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条の規定に基づき、成蹊大学（大学院を含む。以下「本学」という。）における研究生の取扱いに関し必要な事項を定める。

（入学資格）

第２条　研究生として入学することができる者は、次のとおりとする。

（１）大学の研究生にあっては、修業年限４年以上の大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者であること。

（２）大学院の研究生にあっては、大学院を修了した者若しくは博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者であること。

（出願手続）

第３条　研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに次に掲げる書類に入学考査料を添えて、入学を志願する学部又は研究科の長（以下「学部長等」という。）に願い出なければならない。

（１）研究生願書

（２）研究目的及び研究計画を記載した書類

（３）最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

（４）最終出身学校の成績証明書

（５）その他教授会又は研究科教授会（以下「教授会等」という。）が必要と認める書類

２　外国人が研究生として入学を志願する場合は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）身元保証人の保証書（本学所定のもの）

（２）登録原票記載事項証明書

（３）経費支弁能力に関する書類

３　研究期間を終了した者が再び研究生として入学を志願する場合（次項の場合を除く。）は、改めて前２項に定める手続を行わなければならない。ただし、既に研究生として入学の許可を受けたことのある学部又は研究科に再び志願する場合には、第１項第３号及び第４号に定める書類の提出を要しない。

４　第６条第３項の規定により研究期間の延長を希望する者は、第１項及び第２項に定める書類に代えて、研究期間延長願を提出するものとする。ただし、外国人の場合は、研究期間延長願のほか、経費支弁能力に関する書類もあわせて提出しなければならない。

（入学志願者の選考及び入学の許可）

第４条　研究生の入学選考は、教授会等で行う。

２　前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに登録料及び研修料を納入しなければならない。

３　当該学部長等は、前項の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

（入学の時期）

第５条　研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、研究期間を１年とする者の入学の時期は、学年の始めに限る。

（研究期間）

第６条　研究生の研究期間は、半年又は１年とし、出願時に申し出るものとする。

２　前項の規定にかかわらず、研究生が研究開始後に研究期間の短縮を願い出たときは、当該学部長等は、教授会等の議を経て、許可することがある。

３　研究期間は、研究課題の進捗状況等に応じ、半年又は１年の期間の延長を認めることがある。ただし、研究期間は、通算して２年を超えることができない。

（納付金）

第７条　研究生が納入すべき入学検定料、登録料及び研修料は、学則又は大学院学則の定めるところによる。

（研究生証）

第８条　研究生には、研究生証を交付する。

２　研究生が登校する際には、研究生証を携帯しなければならない。

（指導教員）

第９条　研究生の指導教員は、教授会等の議を経て、学部長等が決定する。

２　指導教員は、研究生への研究指導を適宜行い、研究の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて学部長等に報告するものとする。

（授業）

第１０条　指導教員が必要と認めた場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、研究生の授業出席を許可することができる。

（研究報告書の提出）

第１１条　研究生は、研究期間が終了したときは、その研究報告書を、指導教員を経て、学部長等に提出するものとする。

（研究証明書）

第１２条　研究生が研究事項について証明を願い出たときは、学部長等は、研究証明書を発行することができる。

（研究生の身分の取消し）

第１３条　学部長等は、研究生が次のいずれかに該当する場合には、教授会等の議を経て、当該研究生の身分を取り消すことができる。

（１）研究の進捗状況が思わしくなく、所定の成果をあげることができない又は研究報告書の提出が難しいと判断される場合

（２）研究期間が１年の者で、10月31日までに後期分の研修料を納入しない場合

（特別な費用の徴収）

第１４条　研究事項により、特別の費用を要する場合は、その金額を徴収することがある。

（事務の所管）

第１５条　研究生に関する事務は、教務部が所管する。

（規則の改廃）

第１６条　この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附　則（略）